

令和2年出水期に向けた大規模氾濫減災協議会の対応

【令和2年4月30日付国水計調第1号、国水情第4号、国水環境第2号「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」】

多様な関係者が連携して被害を軽減するためハード・ソフト対策を一体的に推進するための「大規模氾濫減災協議会」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や、令和元年に発生した洪水等の課題を踏まえて協議等を行うこととしている(必要に応じて地域の取組方針の見直し)。

新型コロナウイルス感染症も踏まえた対応

効果的な情報共有

- ・Web会議による開催
- ・必要に応じ動画メッセージ作成

※メディア連携協議会等、関連する会議においても同様。



実際のWeb会議開催例
(R2.5.21徳島県吉野川)

連携体制の構築及び協議会での共有事項

- ・都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有、取組の実施
- ・高齢者福祉部局に加え、保健福祉部局との連携強化
- ・関係行政機関から通知される感染症を踏まえた留意点を参考に、取組上の対応の共有、連携体制構築

令和元年の洪水等を踏まえた取組の充実

緊急速報メールによる洪水情報の提供

- ・緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して関係者間で認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有。

大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

- ・国管理河川において、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした旨、協議会構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知。

堤防決壊情報の確実な共有

- ・堤防の決壊が確認された段階でその事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保。
- ・堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきこと水防管理団体に改めて周知。

公共交通事業者の参画及び連携強化

- ・鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化。

等

令和2年出水期に向けた大規模氾濫減災協議会の対応



多摩川・鶴見川・相模川大規模氾濫減災協議会における対応状況

項目		対応状況	
新型コロナウイルス感染症も踏まえた対応	効果的な情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会については、先日整備局で導入した「Teams」等を活用し、各事務所の協議会準備状況、事務所の体制、構成団体のWEB会議参加可否などを踏まえて可能な範囲でWEB会議による情報共有を図る。 ・WEB会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十分な情報共有体制を構築。 	減災協議会を 書面開催で実施 ○
	連携体制の構築及び協議会での共有事項	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取り組みを実施。 ・市町村長は、協議会の場で十分な議論ができるよう、保健福祉部局とも連携を図るよう調整する。 	減災協議会 参考資料2 ○
令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実	緊急速報メールによる洪水情報の提供	緊急速報メール配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう情報共有を図る。	減災協議会 参考資料1 ○
	大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表	大雨特別警報解除後の氾濫が発生したことを受け、今後の河川水位上昇見込みや最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表。	減災協議会 参考資料1 △
	堤防決壊情報の確実な共有	堤防決壊確認段階でその事実が市町村に確実に伝達されるよう情報共有体制を確保	減災協議会 参考資料1 △
	公共交通事業者の参画及び連携強化	鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努める。	※本協議会 議題 ○
	協議会における「地域の取組方針」の見直し	令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあつては、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行う。	本年度 取組方針 改定 ○

令和2年出水期に向けた大規模氾濫減災協議会の対応



公共交通事業者の参画及び連携強化

【背景】令和元年東日本台風(台風第19号)による千曲川氾濫により、北陸新幹線車両基地が浸水し、車両10編成が水没。



【鉄道事業者の減災協議会参画】
各地方運輸局から協議会への参画希望を聴取し、協議会に伝達。

信濃川水系千曲川(長野県長野市)



出典)台風19号による被災状況と今後の対応について

国鉄技第12号
国鉄施第33号
国鉄安第11号
令和2年5月18日
各地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局 技術企画課長
施設課長
安全監理官
(公印省略)

車両避難の判断に資するリードタイムの長い防災情報の提供について

令和元年東日本台風(台風第19号)による千曲川氾濫により、長野新幹線車両センターが浸水し、留置されていた車両10編成が水没するなどの被害が発生した。これを受けて、各鉄道事業者においては、「新幹線における車両及び重要施設に関する浸水対策について」(令和元年12月24日国鉄技第117号・国鉄施第221号)を踏まえて、車両避難計画の策定を含む浸水対策を検討しているところである。

車両避難にあたっては、車両の避難計画立案や避難実施に一定の時間を要することから、よりリードタイムの長い防災情報(河川・気象情報)が必要とされている。

リードタイムの長い防災情報(河川・気象情報)は、現在、自治体向けに、国管理河川について6時間先までの河川水位予測が地方整備局等から提供されているところであるが、今般、水管理・国土保全局と連携し、鉄道事業者(JR、民鉄)も、水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」(以下、「協議会」という。)に参画することによって、「社会経済被害の最小化」の観点から、これらの河川水位予測を含む防災情報の提供を受けられることとした。については、所管の各鉄道事業者に対し、積極的に協議会に参画し、車両避難等の一助として活用するよう指導されたい。情報提供を受ける具体的な方法としては、国土交通省が運用している水位予測システムにアクセスすることで上記6時間先までの河川水位予測をインターネット上で閲覧することが可能となる(別紙)。

なお、鉄道事業者が協議会に参画することは、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するという協議会の設置趣旨を理解し、関係者とともに洪水氾濫による被害軽減に取り組むこととなるため、これを各鉄道事業者に周知するとともに、各地方運輸局におかれても、地方整備局等と鉄道事業者とが円滑に連携するために関係する協議会に参画されたい。

また、鉄道事業者の協議会への参画にあたっては、事務手続きを円滑に進める観点から、各鉄道事業者が個別に協議会の事務局にアクセスするのではなく、各地方運輸局において、各鉄道事業者から各協議会への参画希望を聴取し、とりまとめた上で、各協議会に伝達することとされたい。本通達による鉄道事業者の協議会への参画状況については適宜報告されたい。

出典)車両避難の判断に資するリードタイムの長い防災情報の提供について

令和2年出水期に向けた大規模氾濫減災協議会の対応



公共交通事業者の参画及び連携強化(参画鉄道事業者)

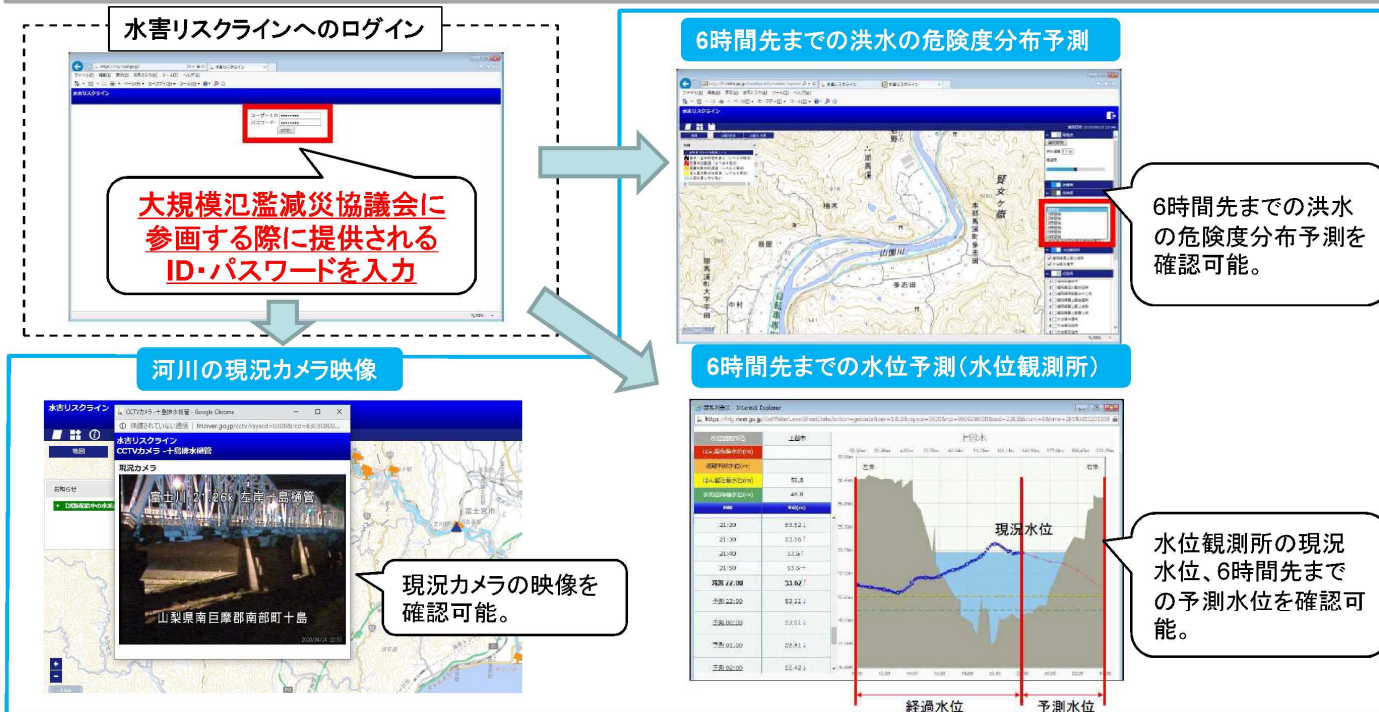
河川	協議会	自治体	鉄道事業者
多摩川	多摩川上流部 大規模氾濫減災協議会	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、日野市、福生市、多摩市、羽村市、あきる野市	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東日本（八王子支社） ・JR貨物 ・京王電鉄 ・多摩都市モノレール
多摩川	多摩川下流部左岸 大規模氾濫減災協議会	品川区、大田区、世田谷区、府中市、調布市、国立市、狛江市	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東日本（東京支社） ・JR貨物 ・西武鉄道 ・京王電鉄 ・小田急電鉄 ・東急電鉄 ・京浜急行電鉄
多摩川 鶴見川	多摩川下流部右岸・鶴見川 大規模氾濫減災協議会	稲城市、横浜市（鶴見区、港北区、都筑区）、川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東日本（横浜支社） ・JR貨物 ・京王電鉄 ・小田急電鉄 ・東急電鉄 ・京浜急行電鉄 ・横浜市交通局
相模川	相模川 大規模氾濫減災協議会	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東日本（横浜支社） ・JR貨物 ・相模鉄道

公共交通事業者の参画及び連携強化(参考:鉄道事業者への防災情報の提供について)

防災情報の提供の具体的な方法について

別紙 国土交通省

- 国土交通省が令和元年9月から運用している「水害リスクライン」※において、現状の3時間よりも長いリードタイム(6時間先)を持つ河川水位予測を提供。
 ※災害の切迫感を分かりやすく伝える取組みの一つとして、上流から下流まで連続的に洪水の危険度が分かる「水害リスクライン」による水位情報の提供を令和元年9月から実施中。(自治体向け(6時間先まで提供)、一般向け(3時間先まで提供)の2種類を運用中)
- 水系毎に設置される大規模氾濫減災協議会に参画する本社もしくは支社単位においてID・パスワード(自治体向けに発行しているものを協議会に参画する鉄道事業者に提供)を入力することで、国管理河川の6時間先の河川水位予測やカメラ映像等の情報を閲覧できる。
 【参考】一般向けの水害リスクラインでは、現況の洪水の危険度レベル、観測所水位等を閲覧可能。(<https://frr.river.go.jp/>)



※6時間先までの水位が確認出来る市町村向け水害リスクラインについては、上越市及び糸魚川市に対し、令和元年3月25日付け国北整高河管第130号で通知済み。(妙高市は直轄範囲外のため対象外)